

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

< 令和 6年 4月 1日 現在 >

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

《電話》 048-753-2020
(営業時間 8:30~17:30)
《担当》 岡田 茂

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 春日部市第2地域包括支援センターの概要

(1) 介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	社会福祉法人 清寿会
事業者所在地	春日部市内牧2072番地
介護保険指定番号	1100600020
地域包括支援センター名	春日部市第2地域包括支援センター
地域包括支援センター所在地	春日部市内牧2072番地
サービスを提供する地域	第2生活圏域 梅田、梅田本町、内牧、栄町、南栄町、 八丁目、小淵、不動院野、樋籠、樋堀

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名 (兼務)	名	サービス管理全般	1名
担当者	保健師 社会福祉士 主任介護支援専門員	2名 1名 3名	名 名 名 名	サービス計画の 立案・管理等	6名

(3) 営業時間

平日	8時30分 ~ 17時30分
土・祭日	8時30分 ~ 17時00分

(4) 休日

日曜日・年末年始12/29~1/3

*緊急連絡電話 048-763-3331

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ①担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ②事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
利用者が事業所の紹介にあたり、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能である旨を利用者に対し説明を行います。
- ④事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ⑤事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。
- ⑥利用者との契約にあたっては、医療機関との連携、退院支援を円滑に行うため、入院時に担当職員の氏名、連絡先等を入院先医療機関に提供するよう説明を行います。
- ⑦担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供を行います。
- ⑧担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又薬剤師の意見を求めるものとし、介護予防サービス計画を作成した際には当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付を行います。

4. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) サービスの内容

当事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。

①介護予防サービス・支援計画書の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業、その他の必要な保健・医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

<介護予防サービス・支援計画書作成の流れ>

事業者は、担当者を選任し、介護予防サービス・支援計画書の作成する業務を担当させます。



担当者は、利用者の現在の生活状況における解決すべき課題を把握し、専門的視点から、最も適切と考えられる目標と達成のための具体的な方策について提案します。利用者とその家族と話し合いながら「目標とする生活」をイメージし、介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。



担当者は、利用者及びその家族の参加を基本とする、サービス担当者会議において、各々専門職から意見を聴取し、介護予防サービス・支援計画書原案を修正しつつ、最終決定します。



担当者は、介護予防サービス・支援計画書に位置付けた介護予防サービス等について、介護予防給付の対象となるか否かを区分したうえでその種類・内容・利用料当について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得たうえで介護予防サービス・支援計画書を交付します。

②介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス・支援計画書の目標に沿って、サービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思も踏まえて、要支援認定等に必要な援助を行います。

③介護予防サービス・支援計画書の変更

利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

④ 介護予防サービス・支援計画書の評価

担当者は、介護予防サービス・支援計画書に位置づいた期間が終了する時は、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、他の介護予防支援事業者及び地域包括支援センターをご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合…入所した日の翌日
- ・介護保険サービスを受けていた利用者が、要支援・事業対象者ではなく非該当（自立）または要介護と認定された場合…非該当または要介護認定となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合…死亡日の翌日

④その他

利用者やご家族などが当事業者や当事業者の担当者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. サービス内容に関する苦情

①当事業者の利用者相談・苦情担当

当事業者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び介護予防サービス・支援計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は、下記窓口で承ります。

《電話番号》 048-753-2020 担当者：管理者 岡田 茂
(受付時間 8:30 ~ 17:30)

- ・春日部市役所 介護保険課

電話番号 048 - 736 - 1111

- ・国民健康保険団体連合会 苦情相談専用

電話番号 048 - 824 - 2568

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 清寿会

<事業者所在地> 埼玉県春日部市内牧2072番地

<代表者名> 理事長 佐久間 勝 印

地域包括支援センター

<名称> 春日部市第2地域包括支援センター

<所在地> 春日部市内牧2072番地

<説明者> 岡田 茂 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

地域包括支援センター業務における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、地域包括支援センター(以下「センター」という。)が実施する介護予防支援業務等の業務の実施に当たり、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用又は提供することに同意します。

1 使用する目的

- ・センターが、介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス・支援計画に基づき、指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ・医療機関及びサービス事業者、春日部市等との連絡調整に必要となる場合
- ・ご利用者の病状の急変等が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- ・センターが実施する地域ケア会議において必要な場合
- ・その他センターが実施する業務において必要な場合

2 使用に当たっての条件

個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと

3 個人情報の内容(例示)

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、センターが業務を行うために最低限必要な利用者や家族個人になする情報(利用者基本情報)

・

要介護認定・要支援認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会による判定結果、基本チェックリスト

- ・介護予防サービス・支援計画書、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント経過記録、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービス評価表
- ・支援・対応経過シート、アセスメントシート
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 使用する期間

センターの利用を必要とする機関及び医療機関及びサービス事業者等の関係者と連携を必要とする期間まで

5 特記事項

センターが介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合、当同意書の「センター」を「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を委託する指定居宅介護支援事業者」に読み替えることができます。

令和 年 月 日

春日部市第2地域包括支援センター

利用者	住所	_____
	氏名	_____ 印
上記代理人	住所	_____
	氏名	_____ 印